

川崎市教育委員会規則第4号

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

川崎市教育委員会

教育長 落合 隆

川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育機関事務分掌規則（平成3年川崎市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の表図書館の項中第10号を第13号とし、第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (12) 麻生図書館及び麻生図書館柿生分館に係る指定管理者に関すること
(指定管理者の業務の実施状況の監視に関することに限る。)(多摩図書館に限る。)

第4条の表図書館の項中第8号を第10号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、同項第4号中「限る。)」を「限る。))」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 麻生図書館及び麻生図書館柿生分館における図書の選定及び除籍に関すること(多摩図書館に限る。)

第4条の表図書館の項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 麻生図書館柿生分館の施設及び設備の維持管理に関すること(指定管理者が行う事務を除く。)(多摩図書館に限る。)

第4条の表図書館分館の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別表多摩市民館の項、麻生市民館の項、麻生市民館岡上分館の項、麻生図書館の項及び麻生図書館柿生分館の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。